**別添１　無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援**

○　無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。

　　※　無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | **無料低額宿泊所** | **日常生活支援住居施設** |
| （各施設における支援機能） | | 本人（家族）代替機能・便宜の供与 | 専門的・個別支援機能 |
| （支援に係る費用の取扱い） | | 本人からの利用料により対応 | 委託事務費により対応 |
| 日常生活(家事等) | 食事 | 食事の提供 | 食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援 |
| 洗濯 | 洗濯設備や洗剤の提供 |
| 掃除 | 共用部の清掃 |
| 日用品 | 共用備品・消耗品等の整備 | 家計管理等に課題がある者への相談支援等 |
| 安否 | 安否確認、状況把握 | 外出等に課題がある者への外出支援等 |
| 健康 | 服薬 |  | 服薬サポート |
| 通院 |  | 通院同行（病状・治療内容の理解等の支援） |
| 金銭 | 生活費 | （利用料の受領） | 金銭（自己）管理支援 |
| 社会生活等 | 相談支援等 | 日常生活上の軽微な相談 | ・アセスメント、個別支援計画の策定  ・本人の生活課題等に応じた相談支援 |
| 調整 | （福祉事務所等への連絡） | 他の支援機関等との調整、利用手続き支援 |
| コミュニケーション |  | 交流支援、互助・役割づくり |